

大綱質疑・ 質疑

Check!

9月定例会では4会派が大綱質疑、1人が質疑を行いました。

議第2号 三条市国民健康保険条例の一部改正について

Q 改定は12月2日以降、紙の保険証が発行されないことから、必要な規定の整備を行う内容だ。マイナ保険証に移行しない人は資格確認書が交付されるが、現行条例に該当するような場合、取り扱いはどうなるのか。

A 現時点で国は資格確認書の返還等の取り扱いについて定めていない。今後国の動向を注視したい。

議第5号 令和6年度 三条市一般会計補正予算

Q 20億円の根拠と市債について伺う。

A 令和5年度末の財政調整基金残高から令和6年度中の繰り入れ見込み、災害等の想定し得ない財政負担への備えを差し引いた額。市債残高は約619億9800万円、借入利率は平

均0.34%。今後上昇すると見込んでい

Q 能登半島地震により被災した住宅の公費解体について伺う。

A 482戸調査し、対象となる半壊以上は5件、うち解体を行うのは2件。

Q 諸橋敏次博士奨学金事業費95万7000円で、奨学金の周知用冊子を作成することだが、なぜこの時期に改めて周知を行うのか。

A 市内外の企業に対し、この冊子を活用して奨学金の趣旨や当市の将来にわたる人材育成への思いを訴求していく中で、企業からの力添えを期待し、安定的な基金運用につなげていきたい。また、現状では応募が想定の実員に達しておらず、対象者や保護者に対し、漏れなく活用していただくために提案した。

議第9号 令和6年度 三条市一般会計補正予算

Q ヘルス・トラディショナルルツアー業務委託に関する住民訴訟に対応するための法律コンサルタント業務委託料について

Q 応訴判断。応訴の判断は誰がしたのか。

A 三条市として判断した。

Q 併合審理。併合審理にもかかわらず、なぜ弁護士費用が必要なのか。

A 併合審理ではあるが、新たな内容があるから。

Q セカンドオピニオン。他の弁護士に相談したか。

A 係争中の案件を熟知した弁護士に依頼するのが適切であると考えている。

Q 人数。1人でできないのか。

A 係争中の案件を担当している2人に依頼するのが適切であると考えている。

Q 契約条件。勝訴の場合、敗訴の場合、つまり成功報酬的な約束はないのか。

A 今回の予算では計上していない。

認定第1号 令和5年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

Q 市場金利上昇に伴う市債の支払利子増加が見込まれるが、起債の優位性と財政調整基金の活用について見解を伺う。

A 交付税措置のある地方債の活用は

例の一部改正について

【反対】

12月2日に現行の紙の保険証が廃止されることに伴い規定の整理をするものだ。条文自体の改定はやむを得ないが、マイナ保険証への一本化を狙うもので、現行の紙の保険証を存続させるべきと考えるため反対。

認定第1号 令和5年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

【反対】

一般会計の一般任用職員報酬および一般任用職員給について

本来正規職員で行ってきた業務を非正規職員に置き換えるものだ。行政が率先して不安定雇用を進めるもので、地域の雇用や地域経済に与える影響は大きいため反対。

後期高齢者医療特別会計について

令和4年10月に約20%の被保険者の窓口負担が1割から2割に上がった後、今回が通年での最初の決算だ。2割負担実施後の調査では、医療費の負担感について「とても重い」「重い」とする回答が81%にも及んだ。自治体の裁量働く余地はないが、制度の廃止を求める立場から反対。

財政負担抑制となるので優先的に活用、交付税措置に影響ない地方債は借り入れを抑制することが望ましいが、財政負担が大幅に増加することから、金利の動向、財政調整基金残高等の状況を勘案し、毎年度の予算編成等で検討。

Q 市役所三条庁舎に特化した公共施設整備基金創設についての見解を伺う。

A 基金の創設は現在考えていない。

Q 市税について、平成26年度から個人住民税均等割の標準税率を500円引き上げる特例規定が設けられ、令和5年度で終了した。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するためだとしていたが、三条市はこの10年間で延べ幾らの税収となり、どう使われたのか。

A 令和5年度は約2472万円、10年間で約2億4903万円。

地域防災力強化を含む災害対策の財源として、避難所用物資の備蓄や防災カメラの設置、豪雨災害対応ガイドブックの作成等に活用してきた。

Q 介護給付費準備基金は増え続けている。いつも適正金額は6億円程度と答えるが、実際の基金残高と大き

介護保険事業特別会計について

今回は、第8期介護保険事業計画最終年度の決算に当たる。第8期では、基金を4億2000万円取り崩して収入に充てても保険料の引き上げが必要とされていた。しかし、基金を一円も取り崩さず、剰余金を積み増した結果、基金残高は適正額の4倍になる異常さだ。保険料の引き上げは必要なかったことから反対。

討論

清風会

議第2号 三条市国民健康保険条例の一部改正について

【賛成】

反対理由である「現行の保険証の廃止ではなく存続」は、国が決めることであり、自治体に権限はない。法律の改正に鑑み、本議案は賛成すべきものである。

認定第1号 令和5年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

【賛成】

これまで積み上げてきた財政調整基金や、ふるさと三条応援寄附金によって確保した財源を活用し、歳入の確保と効率的な予算執行に努めたところで

く乖離している。三条市は幾らまで増やそうとしているのか。

A 意図的にこれ以上積み上げる予定はない。

Q 歳入、第14款使用料及び手数料について、ごみ処理手数料は2億5615万円であり、前年度より928万円減少。減少した要因と今後の手数料減少による影響はどうか。

A ごみの収集は年々減少しているものの、指定袋に係る手数料は販売会社が仕入れるタイミングで納入されるため、年度により数百万円程度の幅で変動があり、手数料が減少した要因の特定は難しい。人口減少に伴い人の活動量が減少すれば、市の歳入にも少なからず影響がある。

Q 歳出、第8款土木費、道路維持費について、市内アンダーパス等の適切なタイミングでの通行止め措置開始のため、プッシュ型浸水検知センサーが7台設置されたが、設置した箇所はどこか。また、設置した効果はどうであったか。

A 国道289号と交差する大島214号線および上須頃下須頃線アンダーパス、JR信越本線と交差する新保裏館線と瓦斯会社東通り線のアンダーパスおよび嵐南跨線橋地下道ならびに降雨の早い段階で道路冠水が発

討論

議案に対して
意見を主張します。

討論

日本共産党議員団

議第2号 三条市国民健康保険条